

後期高齢者医療制度にご加入の方へ

後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりに対して算定されます。保険料は法令に基づき、医療分は2年ごと、今年度新設の子ども・子育て支援金分は毎年見直しされています。

令和8年度の保険料額および納付方法については、7月中旬に役場福祉課から通知書を送付します。

◆ 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して算定します。

また、「医療分」と「子ども分（子ども・子育て支援金分）」をそれぞれ計算し、その合計額が年間の保険料です。

● 医療分

年間保険料＝①＋②（上限85万円）

①被保険者均等割額＝54,843円

※所得に応じて、下表のとおり軽減されます

②所得割額＝{総所得金額－基礎控除額}×所得割率（9.53%）

● 子ども分（子ども・子育て支援金分）

年間保険料＝①＋②（上限2万1千円）

①被保険者均等割額＝1,370円

※所得に応じて、下表のとおり軽減されます

②所得割額＝{総所得金額－基礎控除額}×所得割率（0.25%）

◆ 均等割額の軽減

所得が低い世帯に属する方は、下表の基準により均等割額が軽減されます。該当者には軽減措置を行った後の額を通知します。

表：均等割の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額の区分	軽減割合	軽減後の額（医療分）	軽減後の額（子ども分）
43万円+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	7割 （医療分は7.2割）	15,356円	411円
43万円+31万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	5割	27,421円	685円
43万円+57万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数－1）以下	2割	43,874円	1,096円

▶詳しくは、県後期高齢者医療広域連合事業課（☎059-221-6883）、または役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方へ

資格確認書等の有効期限は7月31日です

8月から資格確認書、資格情報のお知らせが変わります。現在の国民健康保険と後期高齢者医療制度の資格確認書および国民健康保険の有効期限付きの資格情報のお知らせは令和8年8月1日以降は使用できません。

また、次のとおり医療機関への受診方法が変わりますのでご注意ください。

◆ 国民健康保険にご加入の方

7月中旬以降にマイナ保険証の有無により、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。届いた書類をご確認いただき、令和8年8月1日以降の受診の際にご利用ください。

● マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ（A4サイズ）」を送付します。これは医療保険の情報を確認できるものですが、保険証の代わりとして医療機関を受診することはできません。受診の際はマイナ保険証をご利用ください。

● マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書（カードサイズ）」を送付します。令和8年8月1日からは、資格確認書を従来の保険証と同じように医療機関などの窓口で提示することで、受診することができます。

◆ 後期高齢者医療制度にご加入の方

現在お使いのピンク色の資格確認書は、令和8年8月1日から使用できなくなります。

● 新しい資格確認書（若草色）が交付される方

- 令和8年8月1日時点で85歳以上の方
- 84歳以下で、過去1年間に6回以上、またはおおむね直近3か月以内にマイナ保険証の利用実績がない方

● 資格情報のお知らせが交付される方

- 上記以外の方

いずれも7月中旬に発送予定です。令和8年8月1日以降に医療機関などを受診する際は、「新しい資格確認書（若草色）」または「マイナ保険証」を提示してください。なお、「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんので、ご注意ください。

マイナ保険証のメリット



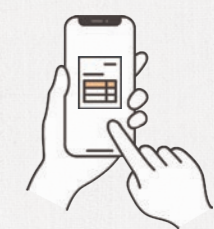
正確なデータに基づく、診療・薬の処方が受けられる

情報提供に同意すれば医療機関で特定健診結果や薬剤情報を共有でき、適切な医療を受けられます。



窓口での限度額適用認定証などの提示が不要

限度額適用認定証の交付申請をしなくても、限度額以上の支払いが原則免除されます。



健康診査や薬の情報をマイナポータルで確認できる

これまでに受けた健康診査や処方された薬の情報をマイナポータルから見る事ができます。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。